

## 問題点の整理（第1回会合・第2回会合の論点整理）

### 【これまでの議論における主な項目】

- 検討会について
- 問題の捉え方
- 生活保護の現場
  - ジャンパーの検証
  - 平成19年の傷害事件関連
  - 今回の件のインパクト
  - CWの職務
    - 人権意識、スキル、利用者との関係、二面性、保護決定期間、扶養調査等
  - 業務体制
    - 人員配置、在籍期間、新人の配属、専門職、女性の比率、事務所等CWの置かれている状況や処遇の改善、異議申し立てできる環境等
  - 組織文化
  - 不正受給
    - 不正受給に対する組織的な焦点、課税調査、不正受給認定、利用者との関係等
  - 自立支援
    - 就労への偏り、自立支援プログラムの実効性、地域の方との連携等
  - 保護のしおり
    - 自立助長、資産、扶養義務、自家用車、生活保護受ける人の義務、収入申告、分かりにくさ、行政用語、説明等
  - CWの研修と育成
- 市役所全庁
  - 市役所のなかでの立場
    - 他部署からの孤立、現場の苦しみを全庁的に分ち合う等
  - 同様な問題への対応
- 小田原市民全体
  - 市民や利用者の声の把握
  - 市民の分断への対処
  - 社会的課題への対処
  - 財政的な論点

## 【改善方策検討にあたっての論点（第2回会合からの抽出）】

- 次の2つの問いは、車の両輪であるという意識をきちんと持つ。
- 受給者の権利という観点から、ケースワーカーがどのような対処をしていくのか。組織としてどのように接していくのか。
  - もう少し敷居の低い相談の仕方、そういう場面の設定を考える必要があるのではないか。
  - アンケート結果にも「専門性が不足しているため研修が必要だ」という回答がある。そこについてどうしたらいいのかという議論をすべき。
  - 私が知る限り、小田原の保護のしおりが一番厳しくかつ分かりにくい。市民の方にとっては厳しい行政スタイルになっているのではないか。「もう大丈夫ですよ、市役所のケースワーカーがあなたを応援しますよ」というメッセージはどこからも伝わってこない。
  - 市民がいかに制度にアクセスできるかという観点で考えてほしい。
  - 保護行政が市民の中で開示しながら一緒に育てていくことになっていない。地域の方と手を携えて通う場所や育つ場所をつくっていかないと、自立支援プログラムは実効性のないものになる。
  - 外部の人からもっとケースワーカーが励まされるような仕組みをつくっていくべき。
  - 相手のニーズを把握していくことに力を注ぎ、ちゃんと申告がされるようになれば不正受給もなくなり、業務も軽減され、本来のケースワークに力を注いでいけるのではないか。
- ケースワーカーの置かれている状況を、組織的な問題を含めてどのように改善していくのか。
  - ケースワーカーはどうすれば異議申し立てができるのか、あるいは、自分の苦しみを訴えることができるのか。
  - ケースワーカーが本来取り組むべき仕事に専念できる状況をつくるのが、仲間の優しさではないか。
  - 一方で「受給者を疑え」、他方で「もっと寄り添え」と言われる分裂の狭間で、ケースワーカーは苦しんでいる。
  - ケースワーカーが本来やるべき仕事は何なのかを考え、組織として何ができるかを考える必要がある。一見関係のない部局も含め、どういう連携作業が可能なのかを考えてほしい。
  - みんなが異動したいと思える職場、女性もちゃんとそこで働けるし、働きたいと思える職場に、組織的に変えていかないといけない。